

鳥取大学附属学校における幼児児童生徒の安全確保及び
学校の安全管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学の附属幼稚園，附属小学校，附属中学校及び附属特別支学校（以下「附属学校」という。）の幼児児童生徒の安全確保及び附属学校の安全管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(点検項目)

第2条 附属学校の点検項目は、別紙様式第1号から別紙様式第4号までに定めるとおりとする。

(定期点検及び改善措置)

第3条 附属学校の校長（附属幼稚園にあつては、園長とする。以下同じ）は、前条の点検項目について、毎年4月、9月及び1月に定期的に点検を行わなければならない。

2 附属学校の校長は、前項の点検の結果、不適切な事項がある場合は速やかに改善措置を講じなければならない。

3 附属学校の校長は、前2項の点検結果及び改善措置を速やかに附属学校部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

(立入点検)

第4条 部長は、鳥取大学附属学校運営委員会規則（平成16年鳥取大学附属学校部規則第1号）第3条第1項第3号の委員のうちから点検者を指名して、毎年3月に別紙様式第5号に定める点検項目に基づき、附属学校の点検を行うものとする。

2 部長は、前項の点検の結果、不適切な事項がある場合は当該附属学校の校長に対し、指導助言又は改善措置を命ずるものとする。

(報告)

第5条 部長は、第3条第3項の報告があつた場合及び前条の点検を終了した場合は、速やかにその点検の結果及び改善措置を学長に報告するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、附属学校における幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し必要な事項は、当該附属学校の校長が別に定める。

附 則（平成16年鳥取大学附属学校部規則第15号）

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年鳥取大学附属学校部規則第5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年鳥取大学附属学校部規則第1号）

この規程は、平成20年2月19日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

園児の安全確保及び園の安全管理についての点検項目

鳥取大学附属幼稚園

点 検 者：

点検実施年月日：平成 年 月 日

I. 園において取り組むべき事項

1. 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
<p>【教職員の共通理解と園内体制】 (1) 園児の安全確保に関し、教職員の共通理解と園内体制について、次のような方法により整備されているか。</p>			
① 日頃から職員会議等での取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が園の安全管理について意識の向上を図っている。			
② 園児の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、園内体制の整備を図っている。			
<p>【来訪者の確認】 (2) 園への来訪者が確認できるような措置を講じているか。</p>			
① 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。			
② 登降園時以外は園門を閉めるなど、敷地や園舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
③ 来訪者に名札等を着用させて、識別が可能なようにしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。			
<p>【不審者情報に係る関係機関等との連携】 (3) 園周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。</p>			
① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
② 近接する学校や幼稚園等との間で情報を提供しあう体制をとっている。			
<p>【保育前や降園後における安全確保の体制】 (4) 保育前や降園後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担（園内巡回等）を定め、園児の状況を把握しているか。</p>			

<p>【保育中における安全確保の体制】 (5) 保育中における安全確保のため、教職員等による園内巡回等を行っているか。</p>			
<p>【登降園時における安全確保の体制】 (6) 登降園時において、園児の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。</p>			
<p>① 園児に対し定められた通園路を通して登降園するよう指導している。</p>			
<p>② 通園路において人通りが少ないなど、園児が登降園の際に注意を払うべき個所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、園児、保護者に周知するなどして注意喚起している。</p>			
<p>③ 登降園時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の園児が緊急避難できる場所を園児一人一人に周知している。</p>			
<p>④ 園児に対し、登降園時等に万一の事態が発生した場合の対処法（大声を出す、逃げる等）を指導している。</p>			
<p>【園外学習や園行事における安全確保の体制】 (7) 園外学習や園行事において、園児の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。</p>			
<p>① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認している。</p>			
<p>② 園児に対する事前の安全指導が十分行われている。</p>			
<p>③ 万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。</p>			
<p>【安全に配慮した園開放】 (8) 園開放（夜間・休日開放を含む）に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。</p>			
<p>① 園開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じている。</p>			
<p>② 園開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による園支援のボランティアの積極的な協力を得ている。</p>			
<p>【園施設面における安全確保】 (9) 園施設の面で、次のような安全確保策を講じているか。</p>			
<p>① 園門、囲障、外灯（防犯ライト等）、園舎の窓・出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。</p>			
<p>② 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（園内緊急連絡システム、警備会社との連絡システム等）等を設置している場合、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認を行っている。</p>			

③ 死角の原因となる立木等の障害物の有無，自転車置場，駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。			
---	--	--	--

2. 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【不審者情報がある場合の連絡等の体制】			
(10) 園周辺等における不審者等の情報が入った場合に，次のような措置をとる体制が整備されているか。			
① 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。			
② 緊急時の園児の登降園の方法について，あらかじめ対応方針を定めている。			
③ 園児の安全確保のため，PTAや地域住民等による園支援のボランティアから園内外の巡回等の協力を得る。			
【不審者の立入りなどの緊急時の体制】			
(11) 園内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え，次のような体制が整備されているか。			
① 直ちに園長，副園長又は他の教職員に情報が伝達され，園児への注意喚起，避難誘導や教職員による応急手当等，教職員が園児の安全を第一に考えた対応のできる体制（役割分担）を整えている。			
② 警察，消防署等の関係機関や教育委員会等に対して，直ちに通報がなされる体制（役割分担）を整えている。			
③ 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や，園児の避難訓練等が実施されている。			
④ 警備員を配置している場合，巡回パトロールが効果的に行われ，緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。			

II. 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

1. 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【家庭への働きかけ】			
(1) 不審者情報の警察，園等への速やかな伝達が行われるよう，また，園児が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため，危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			

<p>【園外の安全確保のための地域の関係団体における取組】</p> <p>(2) 園外の安全確保のため、P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て, 人通りの少ない場所等危険個所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。</p>			
<p>【登降園時, 保育中, 園開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組】</p> <p>(3) 登降園時, 保育中, 園開放時等の安全確保のため, P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下, 通園路の安全点検, 登降園時, 保育中, 園開放時等における園内外の巡回等の取組が行われているか。</p>			
<p>(4) 登降園時に万一の場合, 園児が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。</p>			

2. 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
<p>(5) 園周辺等で不審者等の情報がある場合には, 次のような取組を行う体制がとられているか。</p>			
<p>① P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下, 各家庭や地域への注意喚起, 保育中における園内や周辺の巡回, 集団登降園への同伴等の取組が行われる体制がとられている。</p>			
<p>② 園や関係機関等からの注意依頼の文書等が, 各家庭に配布されたり, 地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。</p>			

児童の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目

鳥取大学附属小学校

点 検 者：

点検実施年月日：平成 年 月 日

I. 学校において取り組むべき事項

1. 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【教職員の共通理解と校内体制】 (1) 児童の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。			
① 日頃から職員会議等で行い上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が学校の安全管理について意識の向上を図っている。			
② 児童の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っている。			
【来訪者の確認】 (2) 学校への来訪者が確認できるような措置を講じているか。			
① 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。			
② 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
③ 来訪者に名札等を着用させて、識別が可能なようにしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。			
【不審者情報に係る関係機関等との連携】 (3) 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。			
① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
② 近接する学校や幼稚園等との間で情報を提供しあう体制をとっている。			
【始業前や放課後における安全確保の体制】 (4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を定め、児童の状況を把握しているか。			

<p>【授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制】 (5) 授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員等による校内巡回等を行っているか。</p>			
<p>【登下校時における安全確保の体制】 (6) 登下校時において、児童の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。</p>			
<p>① 児童に対し定められた通学路を通して登下校するよう指導している。</p>			
<p>② 通学路において人通りが少ないなど、児童が登下校の際に注意を払うべき個所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、児童、保護者に周知するなどして注意喚起している。</p>			
<p>③ 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の児童が緊急避難できる場所を児童一人一人に周知している。</p>			
<p>④ 児童に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法（大声を出す、逃げる等）を指導している。</p>			
<p>【校外学習や学校行事における安全確保の体制】 (7) 校外学習や学校行事において、児童の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。</p>			
<p>① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認している。</p>			
<p>② 児童に対する事前の安全指導が十分行われている。</p>			
<p>③ 万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。</p>			
<p>【安全に配慮した学校開放】 (8) 学校開放（夜間・休日開放を含む）に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。</p>			
<p>① 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じている。</p>			
<p>② 学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。</p>			
<p>【学校施設面における安全確保】 (9) 学校施設の面で、次のような安全確保策を講じているか。</p>			
<p>① 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓・出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。</p>			
<p>② 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急連絡システム、警備会社との連絡システム等）等を設置している場合、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認を行っている。</p>			

③ 死角の原因となる立木等の障害物の有無，自転車置場，駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。		
---	--	--

2. 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【不審者情報がある場合の連絡等の体制】			
(10) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に，次のような措置をとる体制が整備されているか。			
① 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。			
② 緊急時の児童の登下校の方法について，あらかじめ対応方針を定めている。			
③ 児童の安全確保のため，PTAや地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。			
【不審者の立入りなどの緊急時の体制】			
(11) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え，次のような体制が整備されているか。			
① 直ちに校長，副校長又は他の教職員に情報が伝達され，児童への注意喚起，避難誘導や教職員による応急手当等，教職員が児童の安全を第一に考えた対応のできる体制（役割分担）を整えている。			
② 警察，消防署等の関係機関や教育委員会等に対して，直ちに通報がなされる体制（役割分担）を整えている。			
③ 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や，児童の避難訓練等が実施されている。			
④ 警備員を配置している場合，巡回パトロールが効果的に行われ，緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。			

II. 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

1. 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【家庭への働きかけ】			
(1) 不審者情報の警察，学校等への速やかな伝達が行われるよう，また，児童が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため，危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			

<p>【学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組】 (2) 学校外の安全確保のため、P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て, 人通りの少ない場所等危険個所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。</p>			
<p>【登下校時, 授業中, 学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組】 (3) 登下校時, 授業中, 学校開放時等の安全確保のため, P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下, 通学路の安全点検, 登下校時, 授業中, 放課後, 学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。</p>			
<p>(4) 登下校時に万一の場合, 児童が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。</p>			

2. 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
<p>(5) 学校周辺等で不審者等の情報がある場合には, 次のような取組を行う体制がとられているか。</p>			
<p>① P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下, 各家庭や地域への注意喚起, 授業中や放課後等における学校内や周辺の巡回, 集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。</p>			
<p>② 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が, 各家庭に配布されたり, 地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。</p>			

生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目

鳥取大学附属中学校

点 検 者：

点検実施年月日：平成 年 月 日

I. 学校において取り組むべき事項

1. 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【教職員の共通理解と校内体制】 (1) 生徒の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。			
① 日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が学校の安全管理について意識の向上を図っている。			
② 生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っている。			
【来訪者の確認】 (2) 学校への来訪者が確認できるような次のような措置を講じているか。			
① 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。			
② 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。			
③ 来訪者に名札等を着用させて、識別が可能なようにしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。			
【不審者情報に係る関係機関等との連携】 (3) 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。			
① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
② 近接する学校や幼稚園等との間で情報を提供しあう体制をとっている。			
【始業前や放課後における安全確保の体制】 (4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を定め、生徒の状況を把握しているか。			

<p>【授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制】 (5) 授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員等による校内巡回等を行っているか。</p>			
<p>【登下校時における安全確保の体制】 (6) 登下校時において、生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。</p>			
<p>① 生徒に対し定められた通学路を通して登下校するよう指導している。</p>			
<p>② 通学路において人通りが少ないなど、生徒が登下校の際に注意を払うべき個所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、生徒、保護者に周知するなどして注意喚起している。</p>			
<p>③ 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の生徒が緊急避難できる場所を生徒一人一人に周知している。</p>			
<p>④ 生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法（大声を出す、逃げる等）を指導している。</p>			
<p>【校外学習や学校行事における安全確保の体制】 (7) 校外学習や学校行事において、生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。</p>			
<p>① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認している。</p>			
<p>② 生徒に対する事前の安全指導が十分行われている。</p>			
<p>③ 万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。</p>			
<p>【安全に配慮した学校開放】 (8) 学校開放（夜間・休日開放を含む）に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。</p>			
<p>① 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じている。</p>			
<p>② 学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。</p>			
<p>【学校施設面における安全確保】 (9) 学校施設の面で、次のような安全確保策を講じているか。</p>			
<p>① 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓・出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。</p>			
<p>② 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急連絡システム、警備会社との連絡システム等）等を設置している場合、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認を行っている。</p>			

③ 死角の原因となる立木等の障害物の有無，自転車置場，駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。			
---	--	--	--

2. 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【不審者情報がある場合の連絡等の体制】			
(10) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に，次のような措置をとる体制が整備されているか。			
① 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。			
② 緊急時の生徒の登下校の方法について，あらかじめ対応方針を定めている。			
③ 生徒の安全確保のため，PTAや地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。			
【不審者の立入りなどの緊急時の体制】			
(11) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え，次のような体制が整備されているか。			
① 直ちに校長，副校長又は他の教職員に情報が伝達され，生徒への注意喚起，避難誘導や教職員による応急手当等，教職員が生徒の安全を第一に考えた対応のできる体制（役割分担）を整えている。			
② 警察，消防署等の関係機関や教育委員会等に対して，直ちに通報がなされる体制（役割分担）を整えている。			
③ 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や，生徒の避難訓練等が実施されている。			
④ 警備員を配置している場合，巡回パトロールが効果的に行われ，緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。			

II. 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

1. 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【家庭への働きかけ】			
(1) 不審者情報の警察，学校等への速やかな伝達が行われるよう，また，生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため，危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			

<p>【学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組】</p> <p>(2) 学校外の安全確保のため、P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て, 人通りの少ない場所等危険個所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。</p>			
<p>【登下校時, 授業中, 学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組】</p> <p>(3) 登下校時, 授業中, 学校開放時等の安全確保のため, P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下, 通学路の安全点検, 登下校時, 授業中, 放課後, 学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。</p>			
<p>(4) 登下校時に万一の場合, 生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。</p>			

2. 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
<p>(5) 学校周辺等で不審者等の情報がある場合には, 次のような取組を行う体制がとられているか。</p>			
<p>① P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下, 各家庭や地域への注意喚起, 授業中や放課後等における学校内や周辺の巡回, 集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。</p>			
<p>② 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が, 各家庭に配布されたり, 地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。</p>			

児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目

鳥取大学附属特別支援学校

点 検 者：

点検実施年月日：平成 年 月 日

I. 学校において取り組むべき事項

1. 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
<p>【教職員の共通理解と校内体制】 (1) 児童・生徒の安全確保に関し、教職員の共通理解と校内体制について、次のような方法により整備されているか。</p>			
<p>① 日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深め、教職員一人一人が学校の安全管理について意識の向上を図っている。</p>			
<p>② 児童・生徒の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアル等を作成するなどして、校内体制の整備を図っている。</p>			
<p>【来訪者の確認】 (2) 学校への来訪者が確認できるような次のような措置を講じているか。</p>			
<p>① 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示している。</p>			
<p>② 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。</p>			
<p>③ 来訪者に名札等を着用させて、識別が可能なようにしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行うなどして、外部からの人の出入りの確認を行っている。</p>			
<p>【不審者情報に係る関係機関等との連携】 (3) 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。</p>			
<p>① 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。</p>			
<p>② 近接する学校や幼稚園等との間で情報を提供しあう体制をとっている。</p>			
<p>【始業前や放課後における安全確保の体制】 (4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を定め、児童・生徒の状況を把握しているか。</p>			

<p>【授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制】 (5) 授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員等による校内巡回等を行っているか。</p>			
<p>【登下校時における安全確保の体制】 (6) 登下校時において、児童・生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。</p>			
<p>① 児童・生徒に対し定められた通学路を通して登下校するよう指導している。</p>			
<p>② 通学路において人通りが少ないなど、児童・生徒が登下校の際に注意を払うべき個所をあらかじめ把握し、例えば、マップを作成して、児童・生徒、保護者に周知するなどして注意喚起している。</p>			
<p>③ 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の児童・生徒が緊急避難できる場所を児童・生徒一人一人に周知している。</p>			
<p>④ 児童・生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法（大声を出す、逃げる等）を指導している。</p>			
<p>【校外学習や学校行事における安全確保の体制】 (7) 校外学習や学校行事において、児童・生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。</p>			
<p>① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認している。</p>			
<p>② 児童・生徒に対する事前の安全指導が十分行われている。</p>			
<p>③ 万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ定めている。</p>			
<p>【安全に配慮した学校開放】 (8) 学校開放（夜間・休日開放を含む）に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。</p>			
<p>① 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じている。</p>			
<p>② 学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。</p>			
<p>【学校施設面における安全確保】 (9) 学校施設の面で、次のような安全確保策を講じているか。</p>			
<p>① 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓・出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。</p>			
<p>② 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急連絡システム、警備会社との連絡システム等）等を設置している場合、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認を行っている。</p>			

③ 死角の原因となる立木等の障害物の有無，自転車置場，駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行っている。			
---	--	--	--

2. 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【不審者情報がある場合の連絡等の体制】			
(10) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に，次のような措置をとる体制が整備されているか。			
① 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。			
② 緊急時の児童・生徒の登下校の方法について，あらかじめ対応方針を定めている。			
③ 児童・生徒の安全確保のため，PTAや地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。			
【不審者の立入りなどの緊急時の体制】			
(11) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え，次のような体制が整備されているか。			
① 直ちに校長，副校長又は他の教職員に情報が伝達され，児童・生徒への注意喚起，避難誘導や教職員による応急手当等，教職員が児童・生徒の安全を第一に考えた対応のできる体制（役割分担）を整えている。			
② 警察，消防署等の関係機関や教育委員会等に対して，直ちに通報がなされる体制（役割分担）を整えている。			
③ 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や，児童・生徒の避難訓練等が実施されている。			
④ 警備員を配置している場合，巡回パトロールが効果的に行われ，緊急時に短時間で対応できる体制を整えている。			

II. 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

1. 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【家庭への働きかけ】			
(1) 不審者情報の警察，学校等への速やかな伝達が行われるよう，また，児童・生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため，危険な場所の確認や屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			

<p>【学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組】</p> <p>(2) 学校外の安全確保のため、P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て, 人通りの少ない場所等危険個所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。</p>			
<p>【登下校時, 授業中, 学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組】</p> <p>(3) 登下校時, 授業中, 学校開放時等の安全確保のため, P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下, 通学路の安全点検, 登下校時, 授業中, 放課後, 学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。</p>			
<p>(4) 登下校時に万一の場合, 児童・生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。</p>			

2. 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じている代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
<p>(5) 学校周辺等で不審者等の情報がある場合には, 次のような取組を行う体制がとられているか。</p>			
<p>① P T A, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下, 各家庭や地域への注意喚起, 授業中や放課後等における学校内や周辺の巡回, 集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。</p>			
<p>② 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が, 各家庭に配布されたり, 地域に掲示されたりするなど速やかに周知される体制がとられている。</p>			

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目

鳥取大学附属学校部

点検者：

点検実施年月日：平成 年 月 日

大学において取り組むべき事項

1. 日常の安全確保

点 検 項 目	措置状況		行っていない場合の理由、代替措置又は今後の改善計画等
	行っている	行っていない	
【方針の明示と学校間の情報交換】 (1) 大学は、管下の学校に対して、次のような措置を講じているか。			
① 幼児児童生徒の安全確保についての大学の方針（危機管理マニュアルの作成等）を明らかにしている。			
② 教職員に対し学校の安全管理や安全教育に関する研修会等を実施し、意識の向上を図っている。			
③ 学校や幼稚園等の中で迅速な情報交換ができる体制を整えている。			
【関係機関・団体との連携】 (2) 大学は、幼児児童生徒の安全確保のため、次のような措置を講じ、関係機関・団体との連携を図っているか。			
① 警察、消防署等の関係機関、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体への協力要請や情報交換を行っている。			
② 近接する市町村間等で不審者に関する情報を提供しあう体制をとっている。			
【安全に配慮した学校開放の推進】 (3) 大学は、管下の学校において、安全に配慮した学校開放（夜間・休日開放を含む）が行われるよう次のような措置を講じているか。			
① 大学として、学校開放時に人員を配置するなど、安全確保の体制を整備している。			
② 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別の明確化が図られるよう、非開放部分への不審者の侵入防止のための施設設備上の対策（錠、シャッター、警報装置等の整備など）を講じている。			
③ PTAや地域住民等による学校支援のボランティアに積極的な参加を得るよう協力要請をしている。			
④ 管下の学校においてPTAや地域住民等による学校支援のボランティアの協力をどのように得ているかを把握している。			

【学校施設面における安全確保】

(4) 学校施設の面で、幼児児童生徒の安全確保が図られるよう、次のような施設設備の整備を行っているか。

1) 敷地内への侵入対策 ① 校門, 囲障, 外灯(防犯ライト等)等の整備や破損箇所の補修を行っている。			
② 防犯監視システム等の整備を必要に応じて行っている。			
③ 死角の原因となる立木等の剪定, 自転車置場, 駐車場や隣接建物からの侵入防止対策等を行っている。			
④ 必要に応じ, 職員室, 事務室等をアプローチ部分や屋外運動場を監視でき, 緊急時にも即応できる位置に配置している。			
2) 建物内への侵入対策 ⑤ 校舎の窓・出入口, 錠等の整備や破損箇所の補修を行っている。			
⑥ 防犯監視システム等の整備を必要に応じ行っている。			
⑦ 必要に応じ低層階の外部に面する窓ガラスを防犯性能の高いものとしている。			
3) 通報システムの整備 ⑧ 警報装置(警報ベル, ブザー等), 通報機器(校内緊急通話システム, 警察や警備会社との連絡システム等)の整備を必要に応じ行っている。			
4) 幼児児童生徒の避難対策 ⑨ 教室等の避難経路を複数確保するとともに, 避難を考慮した施錠システム(内部からのみ開錠可能等)としている。			

2. 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措置状況		行っていない場合の理由, 代替措置又は今後改善計画等
	行っている	行っていない	
【不審者情報がある場合の体制】			
(5) 大学は, 管下の学校の周辺等における不審者等の情報を入手した場合には, 次の措置を講ずるよう体制を整備しているか。			
① 速やかに関係する学校に情報を提供し, 注意喚起をする。			
② 警察に対し当該学校周辺におけるパトロール等の実施を要請するなど, 関係機関との連携を図る。			
③ PTA, 自治会, 青少年教育団体等地域の関係団体に注意喚起し, 幼児児童生徒の安全確保のための協力を求める。			
【不審者の立入りや事件発生など緊急時の体制】			
(6) 管下の学校において, 学校内に不審者が立ち入ったり, 事件が発生したりしているなどの緊急時に備え, 次のような体制を整備しているか。			
① 学校からの緊急時の連絡に対応する体制をとっている。			
② 緊急時に, 関係部局や関係機関等とも連携し, 直ちに職員を派遣するなど, 学校における危機管理を支援する体制をとっている。			